

新たな行動計画の策定に向け

次期計画期間 | 平成23~32年度

今秋

意識実態調査を実施



▲ 菊池要州さん 「人に迷惑をかけない、自立した人間になるよう育てていこうと考えています」



▲ 平山泰昌さん 「良くも悪くも規範になってしまいます」



▲ 長崎将志さん 「父親の役割として、スポーツや遊びなどをいろいろ教えていきたいです」

性別に関わりなく、すべての人が互いを尊重し、共に責任を果す男女共同参画社会の実現は、区の重要課題のひとつです。
区では、平成23年度からの新たな男女共同参画行動計画を策定するため、平成21年度に男女共同参画に関する意識実態調査を実施します。

男女共同参画行動計画策定のための意識調査

区では、平成13年に住民意識実態調査を実施し、平成14

年男女共同参画プラン21を策定。その後、平成18年3月に平成22年度までのプランを改定しました。
新基本構想に対応する男女

共同参画行動計画を策定するため、今秋、男女共同参画に関する実態調査を実施し、平成23年度からのプラン策定のための基礎資料とします。
2千人の区民と1千社の企業が対象

今回の調査は、区内在住の20歳以上の男女2千人を対象に実施します。
また、新たに区内企業1千

社を対象に、企業における男女共同参画の取組状況の調査を実施し、計画策定に反映し

相談事業を4月から拡充

相談枠拡充、相談員増

平成20年4月から開始した「女性のなやみとDV相談」、同年6月実施の「女性のなやみとDVホットライン」の態勢を今年4月から強化、相談員を1名増員し、相談事業の拡充を図ります。

専門相談員によるホットライン

☎(3647)9551

DVやセクハラ等女性に対する暴力問題をはじめ、女性が直面する様々な悩みや不安についてご相談に応じます。お気軽にご相談ください。

なお、より多くの方のご相談をお受けするため、電話による相談は15分を限度とさせていただきます。じっくりと、ご相談をご希望の方は、面接相談をご予約ください。
【対象】区内在住・在勤の女

DV基本計画策定に向けて

昨年1月、改正DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)が施行され、区市町村の基本計画、配偶者暴力相談支援センター設置等が努力義務となりました。

区では、今回の意識調査で、DV(※)に関しても調査を行い、改正DV防止法に対応する基本計画の策定を検討しています。

ご協力ください

調査実施期間、方法については改めて区報、HPで詳細をお知らせいたしますので、ご協力をお願いいたします。
【問合せ先】人権推進課

☎(6647)1163



午前相談を開始 女性のなやみとDV相談

女性のなやみとDV相談は、予約制の面接相談です。お子さんが学校や幼稚園に通

性【相談日及び開設時間】月(金曜日)午前9時~正午、午後1時~5時、土曜日午前9時~正午(いずれも祝祭日・年末年始を除く)
※専門相談員が他の相談中の場合は男性等の職員がでる場合がありますのでご了承願います。
面接日・時間帯は女性のなやみとDVホットラインにてご相談の上、ご予約ください。

【対象】区内在住・在勤の女性【費用】無料【予約申込先】女性のなやみとDVホットライン

☎(6647)9551

本紙名称募集期間延長

締切 4月30日(木) 詳細は8面

第17期 パルカレッジ 受講生募集

締切 3月31日(火) 詳細は4面